


所管部課	福祉部 障害福祉課	部長	吉沢 寿子	
件名	平成28年度東大和市障害者グループホーム防災対策事業 補助金交付要綱について			
		区分	1 審議事項	<input type="radio"/> 2 報告事項
関係事項	条例規則			
	部課機関			
<p>1. 要 旨</p> <p>東大和市内に所在する障害者グループホームの運営を行う法人が当該グループホームについて防火設備を整備するための経費の一部又は全部を補助することにより、グループホームの防火安全対策を促進するために、障害者グループホーム防災対策事業補助金交付要綱を制定する。</p> <p>(1) 主な内容</p> <p>①補助対象者 東大和市内に所在する平成27年3月31日までに設置された障害者グループホームを運営する法人</p> <p>②補助対象設備 消防法施行令第7条第3項第1号に掲げる自動火災報知設備</p> <p>③補助金の交付額 1ユニット30万円を限度とする。</p> <p>(2) 施行日 市長決裁日</p> <p>(3) 影響及び効果 障害者グループホームの防火設備の整備を補助することにより、グループホームの防火安全対策を促進し、障害者の安全な自立支援に資することができる。</p>				
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>平成27年4月1日 改正消防法施行令施行。障害者グループホーム等、利用者を入居又は宿泊させるすべての施設について自動火災報知設備の設置が義務付けられた。</p>				
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p>				
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議報告後、速やかに制定手続きを進めたい。</p>				
<p>5. 審議結果</p>				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。